

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領
（学校を核とした地域力強化プラン）

平成 27 年 3 月 31 日

一部変更：令和 7 年 1 月 28 日

総合教育政策局長・初等中等教育局長決定

（通則）

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱第25条の規定に基づき、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 事業の目的

少子高齢化や人口減少の進展、地域のつながりの希薄化等により地域の教育力が衰退している中、「社会に開かれた教育課程」の実現、いじめ・不登校の増加、「学校における働き方改革」など、子供を取り巻く課題は複雑化・困難化している。

こうした課題を解決していくためには、学校のみならず、家庭や地域住民等が相互に連携・協働し、地域全体で子供たちの教育環境を向上させていく必要がある。

本事業は、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築し、幅広い地域の方々への参画による、多様な教育活動を有機的に組み合わせて総合的に支援することにより、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会を実現するとともに、学校を核とした地域の活性化を目指すものである。

2. 事業の内容

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）は、次の（１）～（４）による事業とする。

（１）学校を核とした地域力強化プラン（都道府県対象）

都道府県が主体となって、以下の取組のうち１つ、又は複数を有機的に組み合わせて、事業を実施する。

① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組

（内容については、別紙１のとおり）

② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組

（内容については、別紙２のとおり）

③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組

（内容については、別紙３のとおり）

④ 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組

（内容については、別紙４のとおり）

⑤ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組

（内容については、別紙５のとおり）

⑥ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組

（内容については、別紙６のとおり）

（２）学校を核とした地域力強化プラン（指定都市・中核市対象）

指定都市・中核市が主体となって、以下の取組のうち１つ、又は複数を有機的に組み合わせて、事業を実施する。

① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組

（内容については、別紙１のとおり）

② 家庭教育支援の基盤の構築に資する取組

（内容については、別紙２のとおり）

③ 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組

（内容については、別紙３のとおり）

④ 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組

（内容については、別紙４のとおり）

⑤ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組

（内容については、別紙５のとおり）

⑥ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組

（内容については、別紙６のとおり）

(3) 学校を核とした地域力強化プラン（市町村対象（指定都市・中核市を除く。））
市町村（指定都市・中核市を除く。）が主体となって、以下の取組のうちの1つ、又は複数を有機的に組み合わせて、事業を実施する。

① 地域ぐるみの学校安全体制の整備の推進に資する取組

（内容については、別紙3のとおり）

② 地域における学びを通じたステップアップ支援に資する取組

（内容については、別紙4のとおり）

③ 健全育成のための体験活動の推進に資する取組

（内容については、別紙5のとおり）

④ 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進に資する取組

（内容については、別紙6のとおり）

(4) 学校を核とした地域力強化プラン（都道府県、指定都市、中核市、市町村、民間団体対象）

都道府県、指定都市、中核市、市町村（指定都市・中核市を除く。）及び民間団体が主体となって、大規模災害発生時における被災地の子供に対して、学習・体験活動の機会を提供する取組を実施する。

① 地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組のうち、被災地の子供への学習・体験活動の提供支援

（内容については、別紙1及び別に定める公募要領のとおり）

3. 留意事項

上記の各取組を有機的に組み合わせた事業については優先的に予算措置を行う。

地域と学校の連携・協働体制構築事業

1. 事業の目的

「社会に開かれた教育課程」を実現し、いじめ・不登校への対応や「学校における働き方改革」を推進するためには、地域と学校の連携・協働体制を構築し、地域全体で子供たちの教育環境を向上させる必要がある。

本事業は、地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校である「コミュニティ・スクール」の導入や充実に向けた取組と、幅広い地域の方々の参画により、子供たちの豊かな人間性を育み、地域を創生する学校内外における活動である「地域学校協働活動」を一体的に支援することにより、学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会を目指すものである。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（指定都市・中核市を除き、特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。

なお、本事業を実施するに当たり、各実施主体は以下（１）及び（２）を満たすことを要件とする。

（１）都道府県等（間接補助事業として行う場合は市町村。次号において同じ。）において、以下の①、②又は③のいずれかにより地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づくコミュニティ・スクールを導入していること又は導入に向けた具体的な計画があること。

① 所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。

② 所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること。

③ 事業を実施する当該年度（以下「事業実施年度」という。）に導入計画を策定すること。ただし、事業実施年度に初めて本事業を実施する都道府県等又はやむを得ない理由により事業実施年度の前年度に導入計画を策定できなかった都道府県等に限る。

（２）地域学校協働活動推進員等を配置すること

都道府県等は、３－（３）に示す活動を実施する場合には、社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員又は地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う者（以下「地域学校協働活動推進員等」という。）を配置すること。

なお、地域学校協働活動推進員等の配置に当たっては、次の①、②に留意すること。

① 地域学校協働活動推進員等は、地域と学校をつなぐ総合的な企画調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

② 地域学校協働活動推進員の配置に当たっては、社会教育法第9条の7の規定を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を選任すること。

3. 事業の内容

（１）地域と学校の連携・協働体制の構築等

① 推進・運営委員会の設置

ア 都道府県等並びに市町村は、その所管する学校におけるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の総合的な在り方や運営方法の検討を行う推進・運営委員会を設置する。なお、推進・運営委員会は、地域の実情に応じ、これに代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 推進・運営委員会では、コミュニティ・スクールの導入・充実に向けた方針及び地域学校協働活動の実施方針の策定、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策の検討、研修の企画を含む事業計画や、安全管理方策、広報活動方策の策定並びに事業の検証・評価等を行う。

ウ 推進・運営委員の選定に当たっては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する趣旨に鑑み、地域の実情に応じて行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、

学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得るよう努めることとする。

- エ 都道府県は、推進・運営委員会において、指定都市を除く域内の市町村におけるコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の総合的な在り方についても検討することができる。

② 研修の実施

ア 都道府県等並びに市町村は、その所管する学校における学校運営協議会関係者並びに自らが配置する地域学校協働活動推進員等及び3-(2)-①により配置する統括的な地域学校協働活動推進員等などに対して、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の現状や推進方策、子供を取り巻く現代的課題に対する対応方策、福祉団体及び経済団体等多様な関係団体との連携方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、学習・体験活動等の企画・実施方策、関係者間の情報共有並びにコミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する上で参考となる先進地視察等、コミュニティ・スクールの導入・充実及びコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に資する研修を実施するよう努めることとする。

イ 都道府県等並びに市町村は、自らが実施する地域学校協働活動のために3-(2)-②～⑤により配置する協働活動リーダーや協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター及び学習支援員等に対して、児童生徒等との接し方、安全管理方策及び関係者間の情報共有等の地域学校協働活動の円滑な実施を図るための研修を行うよう努めることとする。

ウ 都道府県は、域内の市町村教育委員会及び域内の市町村が所管する学校における学校運営協議会関係者等並びに域内の市町村が配置する協働活動リーダー等に対しても上記ア、イに係る研修をそれぞれ実施することができる。

③ CS アドバイザーの配置

ア 都道府県並びに指定都市は、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について、豊かな知識や実践経験を有し、伴走支援体制の構築やコミュニティ・スクールの導入・充実に向けて、所管する学校や域内の市町村教育委員会及び域内の市町村教育委員会が所管する学校に対して助言・支援を行う者（以下「CSアドバイザー」という。）の配置に努めることとする。

イ 都道府県並びに指定都市は、CSアドバイザーが上記②に規定する研修内容等に関わる最新の情報等を得るための機会を設けるなどCSアドバイザーの資質向上を図るよう努めることとする。

(2) 必要な人員の配置

都道府県等並びに市町村は、取組の内容に応じて以下の①～⑤から必要な人員を配置し、3-(3)に示す地域学校協働活動を実施する。

- ① 2-(2)の地域学校協働活動推進員等のうち、各員間の連絡調整や、助言・指導、人材発掘・確保等の統括的な役割を担う者（以下「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）
- ② 地域学校協働活動を中心となって実施する者（以下「協働活動リーダー」という。）
- ③ 地域学校協働活動の実施のサポートや児童生徒等の安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童生徒等の活動をサポートする者（以下「特別支援・共生社会サポーター」という。）
- ⑤ 特別な知識や経験等を活用し、協働活動リーダーでは行うことの出来ない学習支援を実施できる者（以下「学習支援員」という。）

(3) 地域学校協働活動の実施等

① 「地域学校協働本部」の整備

都道府県等並びに市町村は、事業の実施に当たり、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域学校協働活動推進員等によるコーディネートの下、地域住民等の参画による多様な地域学校協働活動を、継続的・安定的に実施するための地域と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称を使用することも可能である。

② 地域学校協働活動の実施・運営

都道府県等並びに市町村は、地域学校協働本部等の仕組みの下、多様な地域学校協働活動の安定的・継続的な実施に努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業において補助の対象とする地域学校協働活動に含まれる取組は、以下の内容を有するものとするが、いずれの取組を実施する場合においても、幅広い

地域の方々の十分な参画を得た上で、教員の業務負担軽減や放課後児童対策等の課題解決に資する取組とすること。

ア 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子供たちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められる。このことを踏まえ、地域と学校の連携・協働のもと「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子供たちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行う。

なお、活動の実施に当たっては、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）及び「「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月28日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について」（令和5年9月8日付け5文科初第1090号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について」（令和6年9月30日付け文科初第1293号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長、スポーツ庁次長及び文化庁次長通知）なども参考とすること。

イ 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

全ての児童生徒等を対象として、地域の人材の協力を得て、主に以下の取組により地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。

（ア）放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての児童生徒等の安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（以下、「放課後子供教室」という。）。なお、放課後子供教室を実施する場合においては、特に以下の点に留意すること。

- i 地域学校協働活動の一環である放課後子供教室は、児童生徒等の社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、児童生徒等が学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、地域の方々が児童生徒等の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。
- ii 「放課後児童対策パッケージ2025」（令和6年12月）に基づき、放課後児童対策の一層の強化を図る観点から、放課後児童クラブが存在していない地域等の放課後子供教室を除き、「校内交流型」を中心として、放課後児童クラブと連携して事業を実施するよう努めること。
- iii 対象となる児童生徒等の範囲は、地域の子供全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童生徒等に限定したり、国公私立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの児童生徒等が参加できるよう配慮すること。
- iv 「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定するものとする。

（イ）児童生徒等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（「地域未来塾」をはじめとした学習支援）

ウ その他の地域学校協働活動

上記ア、イのほか、幅広い地域住民の参画を得て、地域と学校が連携・協働して行う多様な活動

4. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5. 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6. 費用

（1）国は、上記2～3の要件を満たす次の事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して補助するものとする。

- ① 都道府県等が実施する事業
- ② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 本事業の事業費を積算する際(事業の一部を委託して実施する場合も含む。)の補助対象経費は、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、備品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費、補助金(間接補助)とし、各地方公共団体の実情に応じて必要な事業費を計上することとする。ただし、以下の点について留意すること。

① 諸謝金について

統括的な地域学校協働活動推進員等、地域学校協働活動推進員等、協働活動リーダー、協働活動サポーター、特別支援・共生社会サポーター、学習支援員、CSアドバイザー等の謝金単価は別表の金額を上限とする。

なお、各人員の配置については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

② 旅費について

旅費の取扱については、別表のとおりとする。

③ 消耗品費について

受益者負担の観点から、個人に給する経費は対象外とする。

④ 備品費について

ア 備品費については、3-(3)-②-イ-ア)を実施する際に、以下の条件を満たす場合にのみ計上することができる。

(ア) 開設初年度の放課後子供教室に必要な設備を整備する場合(既存施設の改修を伴わないものに限る。)

(イ) (ア)のうち、放課後児童クラブとの「連携型」で実施する場合

(ウ) 既に実施されている放課後子供教室が新たに放課後児童クラブとの「連携型」で実施する初年度の場合

イ 備品とは、1個あたりの金額が3万円以上のものとする。ただし、各地方公共団体の会計基準等に基づく規定がある場合にはこの限りではない。

ウ 備品費を計上する際の放課後子供教室1か所あたりの上限額については、ア(ア)の場合は210,000円、ア(イ)の場合は450,000円(ただし、「校内交流型」の場合は500,000円)、ア(ウ)の場合は210,000円(ただし、「校内交流型」の場合は250,000円)とする。

⑤ 保険料について

受益者負担の観点から、地域学校協働活動に参加する児童生徒等や保護者にかかる経費は対象外とする。

⑥ その他

ア 補助対象とする経費については、各地方公共団体や学校、PTA等の固有の活動にかかる経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めること。

イ 飲食物費(当該地方公共団体が認める会議費以外のもの)及び交際費に該当する経費は対象外とする。

ウ 3-(3)-②-イ-ア)の国庫補助対象の上限となる実施日数・時間数は、学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として年間200日以下、1日あたり4時間以内(特に必要な場合にはこの限りではない。)として積算すること。

7. その他留意事項

① 本事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会(学校教育部局及び社会教育部局)が連携を図りながら実施するよう努めることとする。

② 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、幅広い地域住民の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子供の教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。

③ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な事業運営がなされるよう、選定団体等への指導を徹底すること。

④ 都道府県等並びに市町村においては、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、事業実施前に「学校運営上の課題」や「学校と地域の課題」、「学校と家庭の課題」など、本事業で重点的に取り組む課題に応じた目標及び目標の達成度を測るための指標を設定し、国に報告すること。

なお、都道府県等並びに市町村においては、本事業で設定した目標等について、他の「学校における働き方改革」の取組状況等と併せて自治体ごとに公表すること。

⑤ 都道府県等並びに市町村においては、事業実施後に④で設定した目標の達成度等

について検証・評価等を行い、その結果について、検証・評価等を行うための基礎となったデータと併せて国に報告すること。

なお、都道府県等並びに市町村においては、検証・評価等の結果について、他の「学校における働き方改革」の取組結果等と併せて自治体ごとに公表すること。

- ⑥ 上記④⑤に定める目標等の報告や公表の事実が認められない場合、交付要綱第17条の規定を適用するものとする。
- ⑦ 都道府県等並びに市町村においては、上記④⑤に定める目標や取組結果等の公表と併せて、事業を実施する学校単位での「学校における働き方改革」の取組状況等の公表を積極的に行うよう努めること。
- ⑧ 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱別記1で定める「学校を核とした地域力強化プラン（都道府県、指定都市、中核市、市町村、民間団体対象）」の「地域と学校の連携・協働体制の構築に資する取組のうち、被災地の子供への学習・体験活動の提供支援」については、2、3、6及び7－④から7－⑦は適用せず、別に定める公募要領による。また、「都道府県等」とあるのは、「都道府県、指定都市、中核市、市町村、又は民間団体」と読み替えるものとする。

地域における家庭教育支援基盤構築事業

1. 事業の目的

家庭を取り巻く環境が変化する中、地域において、全ての保護者が安心して家庭教育を行うことができる支援体制の仕組みづくりを行い、地域のニーズを踏まえた家庭教育支援の取組を行うことが重要である。

そのため、本事業においては、家庭や地域と学校との連携強化を図りつつ、家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成、家庭教育支援を担う者等の配置、「家庭教育支援チーム」の組織化等を行う。そして身近な地域における保護者への学習機会の提供や親子参加型行事の実施、家庭教育に関する情報提供や相談対応等の支援活動の実施に加え、支援が行き届きにくい家庭への対応を充実させることにより、地域における家庭教育支援の基盤を構築する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市（以下「都道府県等」という。）とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3. 事業の内容

（1）推進委員会の設置等

都道府県等においては、域内の家庭教育支援活動の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、家庭教育に関する学習プログラム等の中心的な企画・実施や保護者への相談対応等を行う者（以下「家庭教育支援員」という。）等の資質向上や情報交換等を図るための研修等を行い、家庭教育支援活動の総合的な推進を図る。事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会が連携を図りながら実施するよう努めることとする。なお、推進委員会は、地域の実情に応じて、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

推進委員会では、家庭教育支援活動の実施方針、広報活動方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

推進委員会を構成する委員の選定に当たっては、家庭教育支援活動を推進する趣旨に鑑み、地域の実情に応じて、行政関係者（教育委員会及び福祉部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等、幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

なお、必要に応じて、市町村等においても推進委員会を設置することができるものとする。

（2）家庭教育支援に関する推進体制の構築

① 家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成

子育て経験者や子育てサポーターリーダー、元教員など、地域の多様な人材に家庭教育支援活動への参画を促し、支援活動の企画・運営、関係機関・団体との連携等を担う中核的人材を養成する。

② 家庭教育支援員等の配置

小学校等に家庭教育に関する情報提供や相談対応等を専任で行う家庭教育支援員等を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援体制を強化する。

③ 「家庭教育支援チーム」の組織化

家庭教育支援員等の地域人材を中心とした「家庭教育支援チーム」の組織化を行い、活動拠点の整備促進を図りつつ、家庭や地域の状況に応じた支援のコーディネートを行う。家庭教育支援チーム員の構成例としては、子育て経験者、子育てサポーター、元教員、民生委員・児童委員、保健師等が考えられる。なお、支援活動の実施に当たっては、これらの家庭教育支援チーム員、保健・福祉部局等の首長部局及び教育委員会等による連携を図りながら、連絡会議・ケース会議等の設置・運営により、各家庭と関係機関等をつなぐ機能を強化するよう努めることとする。

④ 家庭教育支援員等に対する研修の実施

都道府県等は、家庭教育支援員等に対して、子供たちの健やかな育ちをめぐる課題への対応などの家庭教育支援活動の現状や推進方策、地域の協力者の確保や資質向上等の方策、家庭や地域と学校との連携・協働の推進方策などに関する研修や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

研修の実施に当たっては、研修を受けた家庭教育支援員等による支援を通じて、社会に支えられた保護者が社会を支える家庭教育支援員等へと循環していく人材

養成の仕組みの構築を図ることが望ましい。

なお、必要に応じて、市町村等も家庭教育支援員等に対する研修を実施することができるものとする。

(3) 家庭教育支援に関する取組の実施

① 保護者への学習機会の効果的な提供

就学時の健康診断や保護者会等の多くの保護者が集まる機会や企業内における従業員向けの研修・セミナー等を活用した家庭教育に関する講座の実施等、保護者への学習機会の効果的な提供を行う。

【講座の例】

小学校入学時講座、発達段階に応じた子供のほめ方・叱り方、子供の生活習慣づくり“早寝早起き朝ごはん”、携帯電話やインターネットに関する有害情報対策、外国人の保護者支援のための講座 など

② 親子参加型行事の実施

親子の自己肯定感や自立心などの社会を生き抜く力を養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、体験活動等のプログラムを展開する。

【プログラムの例】

親子で清掃ボランティア、親子料理教室、親子議会見学 など

③ 家庭教育に関する相談対応や情報提供

子育てに悩みや不安を抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に応じて、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施する。

【支援活動の例】

小学校等の空き教室を活用した交流の場づくり、企業訪問による講座の実施、広報誌の作成やICTの活用等による家庭への効果的な情報提供 など

なお、補助対象とすることを希望する①～③の取組については、前年度からの内容の充実・発展に努めること。

④ 保護者に寄り添うアウトリーチ型支援の実施

様々な問題を抱えつつも、自ら学びや相談の場にアクセスすることが困難な保護者など、真に支援が必要な家庭に対して、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者の居場所（自宅や学校、乳幼児健診の場など）に出向いて、情報提供や相談対応などの保護者に寄り添う支援を実施する。

【支援活動の例】

家庭訪問による個別の情報提供や相談対応、電話やSNSを活用した相談対応、就学時健診等の場での個別相談 など

4. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5. 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6. 費用

(1) 国は、上記2～3の要件を満たす次の事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して補助するものとする。

① 都道府県等が実施する事業

② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 本事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

① 推進委員会の設置経費

推進委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

② 研修の実施経費

研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

③ 家庭教育支援活動の実施・運営経費

家庭教育支援員等については、各地域の実情（活動の内容や実施日数等）に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

家庭教育支援員等の謝金単価については、各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は1,480円を上限として積算することとする。

なお、特別な催物等を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額によらなくても差し支えない。

謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、借料及び損料等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の内容に応じて必要な経費を消耗品費、借料及び損料として積算することとする。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。

旅費・交通費については、校外学習等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費について、積算することとする。ただし、地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則除く。

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等に係る業務を請負で実施する場合について、積算することとする。

その他、取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことができる。

7. その他留意事項

家庭教育支援活動の実施に当たっては、特に以下の点に留意すること。

- ① 家庭教育に関する学習機会の提供等の支援を行うに当たっては、就学時の健康診断や保護者会等の多くの親が集まる機会を活用するなど、全ての保護者に支援が届くよう、実施する機会や実施場所の設定の工夫に努めること。
- ② 家庭教育の支援体制の強化を図るため、学校施設（教室や余裕教室等）や公民館等に家庭教育支援員等を配置するなど、家庭教育支援の拠点機能の整備に努めること。
- ③ 様々な問題を抱え孤立しがちな保護者が、主体的に家庭教育を行えるよう、学校等と連携したアウトリーチ型支援や地域の身近な場所における相談対応など、保護者に寄り添った支援を行うよう工夫に努めること。
- ④ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- ⑤ 国において、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、都道府県、市町村においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について国に報告すること。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

1. 事業の目的

子供たちが安心して教育を受けられるよう、学校や通学路における子供の安全確保を図るため、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制の整備を推進する。

2. 事業主体

本事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村とする。

3. 事業の内容

本事業の実施にあたっては、地域ぐるみで効果的・継続的な子供の安全確保に向けた体制を整備できるよう考慮することとし、以下の（１）から（４）の取組を一つ以上実施することとする。

なお、近隣の国立学校及び私立学校との連携にも努めるものとする。

（１）スクールガード・リーダーによる学校や通学路（スクールバスの乗降時も含む）の巡回指導等の実施

警察官 0B・0G や教職員 0B・0G、また防犯の知識を有する者等をスクールガード・リーダーとして配置する。

スクールガード・リーダーは、各学校や通学路を定期的に巡回し、警備のポイントや改善すべき点等の指導や、スクールガードに対する助言、地域の危険箇所に対する巡回、不審者情報を加味したパトロール等を行う。

また、必要に応じ、スクールガード・リーダーによる学校等の巡回指導を円滑に実施するため、スクールガード・リーダーの連絡協議会等を開催することができる。

（２）スクールガード・リーダー育成講習会の開催

スクールガード・リーダーとなるべき人材を継続的に確保するため、学校安全に積極的に取り組んでいた教職員 0B 等を対象にスクールガード・リーダー育成講習会を開催することができる。

（３）スクールガード等養成講習会の開催

学校や通学路で子供たちを見守るスクールガード（学校安全ボランティア）や、学校の安全点検に参画するボランティア等を養成するための講習会を開催する。開催に当たっては、開催場所、開催回数に配慮し、多くの参加が得られるようにする。

（４）スクールガード等の増員のための活動及び子供たちの見守り活動の実施

スクールガード等を増員するための広報活動等の施策を実施する。

また、学校安全のために、家庭や地域の関係機関・団体が登下校時の防犯対策等について意見交換・調整を行う連携の場を構築するとともに、スクールガード等を活用した登下校時における見守り活動など、学校、家庭、地域が連携して子供の安全を見守る活動を実施する。

4. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県又は市町村は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5. 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県又は市町村は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6. 費用

（１）国は、上記 2 及び 3 の要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

① 都道府県又は市町村が実施する事業（その全部又は一部を委託して実施する場合も含む。）

② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

（２）本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする

る。

- ① スクールガード・リーダーによる学校や通学路の巡回指導等の実施に係る経費
スクールガード・リーダー委嘱に当たって必要な謝金、旅費、保険料等。謝金単価については、各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定して差し支えない。

また、連絡協議会や育成講習会開催に係る経費として、講師謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

- ② スクールガード・リーダー育成講習会及びスクールガード等養成講習会開催の実施に係る経費

講習会開催にかかる経費として、講師謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

- ③ スクールガード等の増員のための活動及び子供たちの見守り活動の実施に係る経費

スクールガード等を募集するための広報紙等を作成するのに必要な印刷製本費等。

また、子供たちの見守り活動経費については、帽子や腕章など見守り活動に直接必要な経費及び家庭や地域の関係機関・団体と連携の場の構築に必要な経費とし、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算すること。スクールガードに対する謝金及び旅費は対象外とする。なお、消耗品費等については、学校やPTAが使用するものと明確に区別すること。

7. その他留意事項

国において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、都道府県及び市町村は、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について国に報告すること。

地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業

1. 事業の目的

高等学校中途退学者等は、高卒資格取得（高等学校卒業程度認定試験に合格することや高等学校への再入学を行い、卒業することをいう。以下同じ。）をしていないことで就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、高卒資格取得が必要であると認識している者が多い一方で、高校中退者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない。我が国における人口減少・高齢化の進行が見込まれる一方、競争力を維持し、持続可能な社会を実現するためにも、家庭の経済事情等にかかわらず、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、一人一人の挑戦と飛躍への「チャンス」を最大化すべく環境を整備する必要がある。

このため、地域の多様な教育資源を効果的に活用し、教育委員会や学校、子ども・若者総合相談センター、労働関係団体（地域若者サポートステーション、ハローワーク等）との連携を強化し、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制の構築を促進し、全ての者が活躍できる一億総活躍社会の実現の促進を図る。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村（以下「都道府県等」という。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。また、間接補助事業として行う場合は、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができる。

3. 事業の内容

以下、（１）～（４）の業務を実施し、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、地域の学習施設等を活用した学習相談（進学・就労に対する保護者の理解促進の観点から、保護者を含めた相談も可能。）及び学習支援を、地域の課題や活用できる資源に応じて実施する。なお、実施に当たっては学校、子ども・若者総合相談センター、労働関係団体（地域若者サポートステーション、ハローワーク等）と情報共有等の連携を行いながら事業を実施する仕組みの構築や、教育委員会や福祉部局・労働関係部局等が連携・協働する推進体制の構築に努めることとする。

（１）業務運営委員会の設置

本業務を実施するに当たり業務運営委員会を設置し、以下の内容を検討する。

（検討内容）

- ・ 高校中退者等の高卒資格取得に向けた学習相談・学習支援に関する具体的方策
- ・ 高校中退者等を捕捉するための具体的な方策
- ・ 高校中退から就労に至るまでの間に必要な支援を円滑に受けるための関係機関との具体的な連携方策 等

（２）学習に関する相談・助言の機会の提供

図書館等の地域の学習施設や青少年センター等に相談員を配置するなどして、①勉強方法に関する助言、②高等学校卒業程度認定試験の紹介、③教育機関や修学のための経済的支援の紹介等、学びに関して総合的に相談・助言を受けられる体制を整備する。

（３）学習支援の実施

図書館等の地域の学習施設や青少年センター等において、高校中退者等の高卒資格取得に向けた学習の機会を提供する。

（４）関係機関との連携体制の整備

高校中退者等に対してプログラムへの参加を促し、本業務を通じて高卒資格取得をした者を就労支援機関（地域若者サポートステーション、ハローワーク等）等へ誘導するため、学校や子ども・若者総合相談センター、労働関係団体（地域若者サポートステーション、ハローワーク等）等の関係機関その他地域において活用可能な資源との連携体制を整備する。

4. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに、事業計画書を提出するものとする。

5. 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6. 費用

(1) 補助対象経費

国は、上記3の要件を満たす次の事業（その一部を委託して実施する場合も含む。）に対して補助するものとする。

① 都道府県等が実施する事業

② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 本事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。

① 業務運営委員会の設置経費及び関係機関との連携体制の整備経費

業務運営委員会の設置経費及び関係機関との連携体制の整備経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

② 学習相談・学習支援の実施経費

学習相談員・学習支援員等については、各地域の実情（活動の内容や実施日数等）に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

学習相談員・学習支援員等の謝金単価については、各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は2,200円を上限として積算することとする。

なお、特別な催物等を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われないものと解し、この金額によらなくても差し支えない。

謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、借料及び損料等が考えられるが、各地方公共団体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該地方公共団体が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する保護者の保険料や材料費など実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の内容に応じて必要な経費を消耗品費、借料及び損料として積算することとする。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。

旅費・交通費等については、学習相談員・学習支援員等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費等について、積算することとする。

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等に係る業務を請負で実施する場合について、積算することとする。

その他、取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合等において、その経費の一部について、利用者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことができる。

7. 第三者への委託を行う際の留意事項

全ての業務を直接執行することが困難な場合は、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合には、事業の趣旨を踏まえた適切な委託をすることとし、その業務遂行に係る責は補助事業者に帰するものとする。

健全育成のための体験活動推進事業

1. 事業の目的

児童生徒の健全育成を目的として宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県及び市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。また、間接補助事業として行う場合は、市町村とする。

3. 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

(1) 宿泊体験事業

① 小学校、中学校、高等学校等における取組

児童生徒の健全育成を目的として、小学校・中学校・高等学校等が実施する2泊3日以上宿泊を伴う体験活動を実施する事業。

補助を受ける都道府県（間接補助事業の場合は、市町村）・市町村教育委員会等は、本事業を実施する学校（以下「活動実施校」という。）を選定し、活動実施校は連続した2泊3日以上宿泊を伴う集団宿泊活動を実施する。

活動実施校は、学習指導要領等を踏まえ、体験活動を適切に教育課程に位置付けるとともに、体験活動前後の児童生徒の意識の変容についてアンケート調査等を実施し、体験活動による成果を把握する。

また、活動実施校は、次のア～カの体験活動を実施する活動計画を作成し、都道府県・市町村教育委員会等に提出する。

ア ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動

イ 交流に関わる体験活動（異なる地域の人々や異学年・異年齢との交流、高齢者との世代間の交流）

ウ 自然に関わる体験活動

エ 勤労生産に関わる体験活動

オ 文化や芸術に関わる体験活動

カ その他の体験活動（農林水産業施設の見学学習、スキー教室、イングリッシュキャンプなど）

② 学校教育における農山漁村体験活動等の導入のための取組

学校教育への導入を前提に、次のア～イの農山漁村等における1泊2日以上宿泊を伴う体験活動を実施する事業

ア 都道府県・市町村教育委員会等において、希望者を募り、夏休み期間中等に実施する体験活動

イ 農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等が実施する体験活動

補助を受ける都道府県（間接補助事業の場合は、市町村）・市町村教育委員会等は、農山漁村等における1泊2日以上宿泊を伴う集団宿泊活動を実施する。

その際、体験活動を適切に教育課程に位置付ける上で必要な取組や課題を検討するとともに、体験活動前後の児童生徒の意識の変容についてアンケート調査等を実施し、その成果を把握することで、今後学校教育へ導入するに当たり必要な取組や課題を明らかにする。

なお、本事業の実施に当たっては、農山漁村等における体験活動の導入を検討している学校と十分に連携を図ることが望ましい。

③ 教育支援センター等における体験活動の取組

都道府県・市町村教育委員会やその設置する教育支援センター等において、不登校児童生徒等を対象に、1泊2日以上宿泊を伴う体験活動を実施する事業。

補助を受ける都道府県（間接補助事業の場合は、市町村）・市町村教育委員会等は、不登校児童生徒等を対象に、1泊2日以上宿泊を伴う集団宿泊活動を実施する。

その際、体験活動前後の児童生徒の意識や行動の変容についてアンケート調査等を実施し、体験活動による成果を把握する。

(2) 体験活動推進協議会

都道府県・市町村において、地域の実態等を踏まえ、体験活動を円滑に実施するために、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果についての議論、好事例の収集、学校への情報提供、取組の普及等を行う体験活動推進協議会を設置・運営する事業。

体験活動推進協議会では、体験活動の円滑な実施のため、児童の発達段階に応じたカリキュラムなど教育課程を通じた体験活動の在り方等について協議、情報交換等を行う。

体験活動推進協議会の構成員としては、活動実施校、都道府県・市町村教育委員会、学識経験者等が考えられる。

体験活動推進協議会においては、体験活動の円滑な実施のため、次のような事項について協議、情報交換を行う。

- ① 児童生徒の健全育成を図るための効果的な体験活動の在り方
- ② 教育課程上の各教科等への位置付けに当たって解決すべき課題や検討事項
- ③ 1週間程度の長期宿泊体験活動を実施するに当たって解決すべき課題や検討事項
- ④ 不登校児童生徒等を対象とした宿泊体験活動の実施に係る留意点や効果的な体験活動プログラム
- ⑤ 活動等を通じて実現したいねらいや重点
- ⑥ 都道府県・市町村の連携や取組の進め方
- ⑦ 都道府県・市町村内の学校で活用可能な体験活動プログラムの例示
- ⑧ 体験活動受入地域や団体等の情報収集・情報提供
- ⑨ 活動実施校の課題の解決や全体の成果の取りまとめ
- ⑩ 活動実施校等との連絡調整
- ⑪ 体験活動に資する研修等の実施、他で実施される研修等への関係者の派遣

なお、都道府県が設置する体験活動推進協議会に、域内の市町村を含めて差し支えない（その場合、都道府県、市町村間で業務の分担等について適切な調整を図ること）。

4. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県・市町村は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

なお、3（1）①の取組を行う場合、事業計画書には、各活動実施校が作成し、都道府県・市町村教育委員会等が承認した活動計画書を添付すること。

5. 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県・市町村は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

なお、3（1）①の取組を行う場合、事業報告書には、各活動実施校が作成し、都道府県・市町村教育委員会等が承認した活動報告書を添付すること。

6. 費用

（1）補助対象経費

国は、上記3の要件を満たす次の事業（その一部を委託して実施する場合も含む。）に対して補助するものとする。

- ① 都道府県又は市町村が実施する事業
- ② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

（2）補助対象経費の取扱い

健全育成のための体験活動推進事業に係る補助対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。取扱いに際しては、都道府県・市町村が負担する他の経費と紛れることのないようにすること。また、一部を委託して実施する場合の経費も以下に準じた取扱いを行うこと。

なお、本事業においては、体験活動中の食費・食材費、鉄道・航空機での移動に係る経費は補助対象外とする。

① 宿泊体験事業

- ・ 謝金（体験活動での児童生徒の指導や支援、活動のコーディネート等を行う人材への謝金）
- ・ 旅費（事前調査や打合せ等の旅費）
- ・ 消耗品費
- ・ 印刷製本費
- ・ 通信運搬費
- ・ 借料及び損料（宿泊費、バス借上料、船室借上料等）
- ・ 会議費
- ・ 保険料（当該活動のため新規で加入する傷害保険等）
- ・ 雑役務費（施設入館料、体験活動料、手数料等）
- ・ 委託費（市町村・業者等への委託費）

- ・ 補助金（市町村への間接補助）
- ② 体験活動推進協議会
 - ・ 謝金（講師、指導助言、会議出席、原稿執筆等の謝金）
 - ・ 旅費（講師、会議出席、研修等の旅費）
 - ・ 消耗品費
 - ・ 印刷製本費
 - ・ 通信運搬費
 - ・ 借料及び損料
 - ・ 会議費
 - ・ 保険料
 - ・ 雑役務費
 - ・ 委託費
 - ・ 補助金（市町村への間接補助）

7. 第三者への委託を行う際の留意事項

全ての業務を直接執行することが困難な場合は、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合には、事業の趣旨を踏まえた適切な委託をすることとし、その業務遂行に係る責は補助事業者に帰するものとする。

8. その他留意事項

（１）事業計画は、「学校を核とした地域力強化プラン」中の他の事業との連携及び経費の効率的な執行を念頭に作成するものとする。

（２）３（１）宿泊体験事業のうち、①、②の事業においては、長期の宿泊体験活動について優先的に予算措置を行う。

地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング 推進事業実施要領

1. 事業の目的

地域社会や地元産業等の実情を踏まえ、生徒の地元産業に対する理解やそこでの体験活動・インターンシップの推進等を行う教職員や各学校に在籍している外部人材等への指導・支援を行いながら、地元根付く人材の育成と地元での就労促進を図ることを目的としてキャリアプランニングスーパーバイザーを配置し、地域の活性化につなげる。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、市町村（特別区及び市町村の組合を含む。以下同じ。）とする。

3. 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

キャリアプランニングスーパーバイザーを都道府県・市町村に配置することにより、以下の①～⑤の事業を実施する。

- ① 小・中・高等学校を通じ、地元産業に関する理解を深めるキャリア教育の推進
- ② 地元への就職など地元根付く人材育成の促進（職場体験やインターンシップの受入先の開拓を含む）
- ③ 学校に配置された外部人材及び教職員への支援・相談・情報提供
- ④ 地元の産業界や労働部局・福祉部局等の関係機関との連携・調整
- ⑤ 高等学校や地域若者サポートステーション等と連携した中途退学者や卒業後早期離職者等への就労支援

4. キャリアプランニングスーパーバイザーの選考

キャリアプランニングスーパーバイザーはキャリアコンサルタント等の資格を持っている者や企業の人事部などの経験がある者等が望ましいが、地域の実情に応じて、上記3に掲げる事業内容に係る職務を適切に担える者とする。

5. 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県、市町村は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。なお、キャリアプランニングスーパーバイザーの職務内容や職務を行う地域が重複しないよう、必要に応じ、都道府県・市町村の間で調整を行うこと。

6. 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県・市町村は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

7. 費用

(1) 補助対象経費

国は、上記2～4の要件を満たす都道府県・市町村が実施する事業に対して補助する。

(2) 補助対象経費の取扱い

本事業に係る補助対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。取扱いに際しては、都道府県・市町村が負担する他の経費と紛れることのないようにすること。

【キャリアプランニングスーパーバイザーの配置に係る経費】

- ① キャリアプランニングスーパーバイザーの報酬単価については各地方公共団体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの報酬単価は2,770円を上限とすること。
- ② 交通費・旅費については地域の実情に応じて各地方公共団体の会計基準等に基づき適切に積算すること。
- ③ 消耗品費・通信運搬費については各地方自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算すること。
- ④ 補助対象経費は、以下のとおりとする。
 - ・ 報酬
 - ・ 交通費
 - ・ 旅費
 - ・ 消耗品費
 - ・ 通信運搬費

(別表) 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」謝金・旅費確認表

		地 統 域 括 学 的 推 校 進 校 員 協 等 働 ・ 活 動 ¹	地 域 学 校 推 進 員 協 働 活 動 ¹	学 習 支 援 員	協 働 活 動 リ ー ダ ー	協 働 活 動 サ ポ ー タ ー	特 別 支 援 サ ・ ボ ー 共 生 タ ー 社 会	C S ア ド バ イ ザ ー	左 記 以 外 の ボ ラ ン テ ィ ア	講 師 等	参 加 者 (子 供 等)	参 加 者 (保 護 者)
謝金	謝金単価上限 (円) *2	2,200	1,500	2,200	1,480	地域別最低賃金 相当額	1,480	5,200	－	適切に積算	－	－
	地域学校協働活動(当日準備を含む)	○	○	○	○	○	○	－	－	○	－	－
	事前準備(前日等)に係るもの	○	○	○	○	×	×	－	－	× (○)*3	－	－
	会議(推進・運営委員会)	○	○	○	○	○	○	○	－	－	－	－
	研修への参加	×	×	×	×	×	×	×	－	－	－	－
旅費	通常活動*4	○	× (○)*5	× (○)*5	× (○)*5	× (○)*5	× (○)*5	× (○)*5	× (○)*5	○	×	×
	臨時的活動*6	○	○	○	○	○	○	○	○			
	県内の研修会等への参加	○	○	○	○	○	○	○	×			
	県外の研修会等への参加	× (○)*7*8	× (○)*7	×	×	×	×	× (○)*7*8	×	－		

*1 「統括的な地域学校協働活動推進員等」及び「地域学校協働活動推進員等」には、統括コーディネーター及び地域コーディネーターも含まれる。

*2 これらの者が担う役割の内容や軽重、実施地域における賃金動向等に照らし、都道府県等が適切と認めた場合はこれを上回る謝金を積算できる。

*3 電話やメール等の手段で事前打ち合わせができない等合理的な理由があり、前日に準備等を行う必要性があれば謝金を支払うことができる。

*4 自宅から通常活動を行っている場所への交通費。

*5 実施市町村外地域及び実施市町村内地域であっても公共交通機関等の使用が必要な場所から支援を行う場合は、補助対象となる。

*6 校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力者が本事業の活動を行う上で必要となる交通費。

*7 文部科学省が主催する全国的な会議や研修会等で参加することが本事業に有益であると文部科学省が特に認め、通知等でその旨を知らせた会議・研修等については計上可能。

*8 都道府県・指定都市・中核市に県域を担当する立場として配置する場合は、県外旅費も補助対象となる。